## 日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画策定検討委員会

## 設置要綱

令和6年5月9日制定

(設置)

第1条 日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画(以下「基本構想・基本計画」という。)を策定するに当たり、今後の日野本町地区における公共施設の再編のあり方等について、学識経験者、施設利用者、地域住民等と将来を見据えた見地から意見交換し、助言を求めるため、日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、意見等を集約することとする。
  - (1) 基本構想・基本計画策定の推進に関すること。
  - (2) 日野本町地区の公共施設に求められる機能及び諸室に関すること。
  - (3) 日野本町地区の公共施設の施設整備プランに関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、基本構想・基本計画策定の検討を行うために、必要と 認められること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第7条第1項に規定する基本構想・基本 計画についての報告がなされた日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は学識経験者である委員の中から市長が指名し、副委員長は委員の中から委員 長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議は、市長の求めに応じて、委員長が招集する。
- 2 委員長は、検討委員会において会議の座長となる。
- 3 委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(報告)

- 第7条 検討委員会は、会議で述べられた意見等を取りまとめ、市長に報告する。
- 2 検討委員会は、検討の途中経過についても必要に応じて市長に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。

(謝礼金)

第9条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、市職 員である委員には支払わない。

(会議の公開等)

- 第10条 検討委員会の会議は、公開とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。 (会議録等)
- 第11条 検討委員会は、会議に際し、会議録又は要点録を作成する。
- 2 前項の会議録又は要点録は、公開する。

(庶務)

第12条 検討委員会の庶務は、企画部公共施設総合管理担当において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は 委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月22日から適用する。

## 別表(第3条関係)

学識経験者	2人以内
施設利用者の代表者	5 人以内

関連分野の代表者	5人以内
地域団体の代表者	3人以内
市民(公募による)	2人以内
行政部門	3人以内
上記のほか、検討委員会が必要と定める者	

## 参考)計画策定協議の体制イメージ

